

## 第19回 滋賀県流域治水推進審議会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月8日(木) 10:00~12:30

2. 開催場所 滋賀県危機管理センター プレスセンターおよびWeb会議併用

### 3. 出席者

滋賀県流域治水推進審議会委員(50音順)

岡井委員、柏尾委員、黒坂委員、小林委員、齊藤委員、坂田委員、佐山委員(会長)、瀧委員、中川委員、正岡委員、村上委員、山口委員、竜王委員、和田委員

事務局

土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

※事務局からの依頼により出席

知事公室 防災危機管理局

琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課、森林政策課、森林保全課

健康医療福祉部 医療福祉推進課、障害福祉課

子ども若者部 子育て支援課、

農政水産部 耕地課、農村振興課

土木交通部 都市計画課、住宅課、建築課建築指導室

教育委員会事務局 保健体育課

### 4. 議事

(1) 答申後の対応状況について(議第1号)【答申7項目に対する取組方針】

(2) 非居住地域の浸水警戒区域の指定方針について(議第2号)【答申3対応】【指定手続き加速化方法(机上調査、オープンハウス形式説明会等)】

(3) 避難困難者利用施設の建築条件の見直しについて(議第3号)【答申5対応】【対象施設の種類(入所限定等)、リスク(1/200、浸水深0.5m以上等)、支援策】

### 5. 結果

#### 要点

【議第1関係】

- ・答申1対応：中上流部の河川整備は下流部でのリスク増の懸念があるため、河川整備委員会での議論の際、地先の安全度マップの変化を確認する等の評価が必要。(委員)
- ・答申2対応：森林、農地、都市のパートで共通の指標や対策について、各分野の学識者によるコア・ワーキングのような場で、事前にしっかり議論すべき。(委員)
- ・答申7対応：水辺に親しむ活動を体験することにより、防災と環境のバランスの取れた教育が進む。こうした活動により力を入れてほしい。(委員)

【議第2関係】（答申3対応）

- ・机上調査による区域図作成には賛成だが、地元から修正意見があれば対応できることも考えておくべき。
- ・優先度評価を行った上で改めて審議会場で指定の進め方を議論する。（委員は優先度評価不要、他委員は必要との意見）
- ・インセンティブについても並行して検討すべき。（ボランティアを斡旋、ふるさと納税を充てるなど）（委員）
- ・私権制限の面があるため、地権者に対して通知は必須。（委員）

【議第3関係】（答申5対応）

- ・対象降雨は 1/200、浸水深 0.5m または 1.0m 以上と広く設定し、対象施設は入所に限定する。（委員）
- ・入所を一律対象とするのではなく、どんな人が入所しているかで線引きが必要。建築条件の対象範囲は、特に危険性の高い 1/10 年確率でまず指定を進めることも考えられる。（委員）
- ・これまでの経緯も踏まえ、1/200 が分かりやすい。浸水深は 0.5m 以上だと施設数が多すぎる印象。まずは 1.0m以上で指定を進めると良い。対象施設を入所に絞るのは賛成。死亡事例は浸水深 1.5m との研究結果もある。（委員）
- ・区域指定でハードの補助があれば、それがインセンティブになる。絞るよりも広く周知し、手が拳がった施設から始めると良い。（委員）
- ・要支援者に対して既存施設のかさ上げはバリアフリーを考えると難しい。止水版等のハードや避難計画策定等のソフト両面の支援が必要。（委員）
- ・答申3対応よりもこちらは命の保障に大きく関わるため、指定に時間をかけるべきではない。（委員）
- ・答申3対応とは対象が異なる。答申5対応では対象となる施設への説明会でも良い。（委員）

**今後の対応（案）**

- ・答申1対応：下流部でのリスク増について、地先の安全度マップの変化を確認する等の評価を行う。（広域河川係、河川改修係）
- ・答申2対応：委員から提案のあった各分野の学識者を関係部局に確認し、コアWGメンバーを確定する。琵琶湖流域治水推進部会に報告し、コアWGの議論を開始する。
- ・答申3対応：R7 国補正で委託業務を発注し、優先度を評価し、結果を審議会に報告する。
- ・答申5対応：机上調査による区域図作成、1/200 浸水深 1.0m 以上、入所施設を対象とした建築制限案を作成し、3月の審議会に諮る。並行して、本案と現行条例の社会福祉施設等への建築条件を残した案の条文案について、法規協議を進める。

### ■ (1) 答申後の対応状況について (議第1号)

- (委員) 答申1について、中上流の改修が進むと下流の資産の高いところであられるためリスクのバランスが変わってしまう。これをどのように捉えて中上流の安全度を高めていくのか、河川整備をすると地先の安全度がどう変わるのかをセットでみながら中上流部の安全度をどう高めていくのか、河川整備の委員会でしっかり議論してほしい。
- ⇒ (事務局) 下流部でのリスク増加については重要と認識している。ただ、これまでの議論で、前会長からも一歩踏み込んだ施策が必要との意見をいただいた。河川整備委員会に対して、地先の安全度マップ等による確認が必要である旨、伝える。
  
- (委員) 答申2について。田んぼダムでためる取組のような農地のパート、森林による水や土砂の貯留のような森林のパートや都市のパートそれぞれ共通の指標で評価する試みはなされていない。それぞれの分野の専門家、学識者によるコア・ワーキングのような場で事前に議論する必要がある。
- ⇒ (事務局) 昨年末に開催した庁内の琵琶湖流域治水推進部会で、大きな方向性を各部局で決めるのは難しいとの意見も出ていた。各分野の学識者らで議論する形について、関係部局と連携する。
  
- (委員) 答申7について。「水辺に親しむ活動を通じた防災教育」として、現状どのような取組をされているか。
- ⇒ (事務局) 親水護岸の整備等を進めつつ、川があふれるとどうなるかなどを学習するものである。既に川に降りる階段の整備を行ったり、川で水辺に親しむ活動を行ったりしている事例もある。現状はこうした活動は数校にとどまっているため今後は、現在開発中の防災アプリを小学校の端末に導入することと合わせ、防災学習を推進できないか検討している。
- ⇒ (委員) 川との付き合い方を分かった上で暮らし方や避難のしかたを考えることが重要である。四国地整の職員と仕事をする機会があったが、魚の取り方や川の危ない箇所を知っている方が多かった。川の自然再生の取組をしていると、川に対する理解をしている人が多いほど、上手く進むという印象を抱く。子供のころからの体験が重要である。川の恵みもリスクも伝えることが重要である。防災、環境に偏りすぎないことが大事。
  
- (委員) 答申2について。森の評価を数値化するのは難しいが、林野庁で森が水を貯留する力の指標を検討中で3月に結果が出る。そういった研究の視点も参考に検討しつつ、流域治水の指標について議論を進めていくのが良い。
- ⇒ (事務局) 林野庁の研究について、注目していきたい。
  
- (委員) 答申7について。避難確保計画は要配慮者利用施設だけでなく、各自治会でも取り組んでもらうことが重要と思うが、いかがか。
- ⇒ (事務局) 水防法で対象になっている避難確保計画について言及したものだが、水害リスクの高い自治会においても避難計画の策定支援を進めている。

- (会長) 答申2については、学識経験者も参加したワーキングをつくって指標化を検討していくというご意見をいただいた。

## ■(2) 非居住地域の浸水警戒区域の指定方針について(議第2号)【答申3対応】

- (委員) 1. 浸水警戒区域図作成方法については「机上調査のみ」が良いと考える。区域指定をできるだけ早くすることが重要。多少の誤差をなくすこととスピード感を比較すると、後者を重視すべき。誤差は、対象地が非居住地であること、また建築禁止でなく条件付き許可であることから、あまり問題にならないように思う。土地所有者に対してどの程度のリスクがあるのかと、必要な取組であることを伝える必要がある。
- (委員) 2. 優先付けの考え方は事務局案のとおりで良い。開発の可能性のある箇所、利便性の高い地区から急いで進めると良い。要配慮者利用施設を優先するのも適当である。
  - ⇒ (事務局) 避難困難者優先という点については、次の議題で詳しく説明したい。
- (委員) 3. 指定プロセスについては、土砂法のものを採用しても良い。現状の重点地区での丁寧な取組は評価するが、非居住地でも同じ方法で進めるのは現実的でない。建築も禁止でなく条件付きにとどまることから、スピード重視で進めると良い。
- (委員) 1. 浸水警戒区域図作成方法について、「机上調査のみ」に全面的に賛成である。解析結果と現地調査とで、ギャップがどれくらい生じるのか知りたい。また、机上では区域の範囲にかかっていたが、実際は3m切っているようなこともありえるのか。
  - ⇒ (事務局) p3、p4の図を比較されたい。新たな盛土などができた場合などで誤差が生じることがある。また、地先の安全度マップが5mメッシュから1mメッシュになれば全体的になめらかになると思うので、非居住エリアなら影響は小さいのではないかと考えている。現行の重点地区では、居住地において境界を精査しているが、境界は地権者意見を踏まえ修正できるようにすることも検討したい。
- (委員) 1. 浸水警戒区域図作成方法については「机上調査のみ」が良いと考える。指定の際には、解析結果そのままの範囲を指定することになるのか、安全のために広めに指定するのか確認したい。
  - ⇒ (事務局) 安全側で広く指定したいが、その線引きが難しいので、基本的には解析結果(赤の範囲)のままと考えている。
  - ⇒ (会長) p4の事例は答え(指定範囲)がわかっているから比較できるが、非居住エリアの場合は比較するものがないので、解析結果がそのまま指定範囲になるということかと思う。
  - ⇒ (委員) 早期に指定するのは良いと思うが、机上調査のみの区域図がどの程度の精度の

ものなのか、許容できるレベルの誤差なのかが気になった次第である。

- (委員) 令和7年4月に1mDEMが公開されたので、精度はさらに向上する。区域指定は私権制限であるため、広めに指定は難しいが、1mDEMで頂点を結んで範囲を設定することも方法としては可能だろう。地籍調査が終わって(筆が確定し)電子データになっていれば、土地に少しでもかかっているならばその土地全てを指定するのはあるかもしれない。指定の進め方は、地元からの意見に対して柔軟に対応することも考えると良い。机上調査中心が良いが、現地を見に行く努力は必要。

⇒ (事務局) 土地の一部にかかっている場合、これまでの経験から「ほぼ外れているなら外してほしい」という人のほうが多くなると想定している。区域の修正要望に対しては柔軟に対応できるようにしたい。

- (委員) 避難困難者が災害リスクの高い地区で生活することは防ぐべきであることから、優先順位を付けるという進め方は理解できる。一方で、現状の適切な土地利用を継続することも重要。このように優先順位を付けるのは難しい面があるため、そもそも順位を付けない方法も考えられる。農振農用地などを後回しにするのではなく、賛同された地域には、資料に記載の「社会条件」によらず積極的に指定を進めると良い。手挙げ方式にして、区域指定が自然なことであり受け入れてもらえるような方式が理想的。

⇒ (事務局) 地先の安全度マップの更新により、山間部で浸水深が3m以上となる地域も出てくる。それらも含めて整理し、指定の必要性有無を仕分けしたいと考えている。

(委員) 1.浸水警戒区域図作成方法について、机上で早く進めるのがよい。リスク周知していた箇所では災害が起らなかったことより、逆にリスク周知していなかった地区で災害が起ってしまうことが問題であり、そのような考え方が重要である。

- (委員) 2.優先付けについては、社会条件①～④は大事であり、事務局案で問題ないと思う。建てられてしまった場合に実質的な影響が大きいエリアか、が社会条件として考慮されているかが気になった。耕作放棄地などは太陽光発電施設になることが多いので、開発されやすさが優先順位に反映できているならよい。

- (委員) 1.浸水警戒区域図作成方法について、机上調査のみでよいと考える。

- (委員) 2.優先付けについて、太陽光パネルや工作物が設置されやすい田んぼ・畑の優先順位を少し上げてよいかもしれない。

- (委員) 1.浸水警戒区域図作成方法について、データの充実で精度が向上するなら机上調査のみでもよい。今後の精度向上の可能性の周知も併せて発信すると良い。

- (委員) 2.優先付けについて、集落に隣接しているかどうかを重要だと考える。

- (委員) 3.指定プロセスについて、何らかのインセンティブを示したい。優先的にボランティアを斡旋する、ふるさと納税を充てるなどあれば納得も得られやすい。一定指定までの目標の期間を決めてしまうと指定も進むだろう。
- ⇒ (事務局) 区域指定までの目標の期間については現時点で整理できていない。インセンティブについても並行して検討していきたい。
  
- (委員) 1.浸水警戒区域図作成方法について、5mDEM から 1mDEM にすると若干ではあるが逆転するところがあるかもしれない。方法としては「机上調査のみ」が良い。予測情報に基づく区域指定の他府県事例を知りたい。
- ⇒ (事務局) 予測情報に基づく建築制限の事例は本県以外にはないと認識している。同じような制度に特定都市河川があるが、特定都市河川ではまだ指定された地区がない。区域指定に関して、地籍調査完了(筆確定)していれば地元と協議して広めにとる方法もあると言われたが、これまでの重点地区指定実績からいけば地元からは「区域から外してほしい」という意見が多く、データがおかしいのではとの意見をいただくこともある。地元からの意見に対してはその都度対応していきたい。
  
- (会長) 考え方は共有できたと思うが、複雑な問題であり次回以降も議論したい。インセンティブについても考えていく必要があるというご意見をいただいた。
  
- (委員) 3.指定プロセスについて。オープンハウス方式も一つの選択肢ではあるが、「私権制限」になることから地権者への告知が必要と考える。登記簿を確認して通知をする手順が不可欠だと考える。
- ⇒ (事務局) p8 のように、土砂災害警戒区域の指定プロセスと同様に、自治会単位での説明をする提案としている。重点地区の場合は地権者への説明をしているが、この部分非常に時間がかかるため、非居住エリアでは省略する提案としている。
- ⇒ (委員) 地権者の知る権利は守るべき。土砂災害警戒区域指定はそこに住んでいる人が多いが、非居住エリアの地権者は遠くに住んでいるケースも想定されるため、自治会に情報提供しても地権者は全く知りえないことが想定され、トラブルにつながる可能性がある。

### ■ (3) 避難困難者利用施設の建築条件の見直しについて (議第3号)【答申5対応】

- (委員) 1.建築条件について、リスクは広く周知すべきであり 200 年確率で 0.5m 以上を規制対象とするのが妥当である。
  
- (委員) 2.区域指定の考え方について、スピード重視のため「机上調査のみ」が良い。
  
- (委員) 3.対象施設の考え方について、区域は広くとって、施設は「入所」に絞ると良

い。社会福祉施設等の取扱について、現行条例の条件を残して別枠で条件を追加するのが良い。

- (委員) 4.支援制度について、通所施設であっても浸水しない建て方をする、改築をするということであれば補助のメニューを考えてもよいのではないか。現行の国の支援制度に県の支援制度を上乗せできないか。
- (委員) 4.既存不適格施設に対する支援制度について質問。避難困難者ということについて、甲賀市では避難確保計画作成支援は危機管理部局で進めているが、既存不適格施設について、ソフト面から対策する部署では認識が不十分なのが現状。福祉避難所の整備や、施設の改修にかかる費用の補助も必要。補助金の利用状況はどうか。
  - ⇒ (事務局) 避難確保計画に関する支援としては、水害に強い地域づくり協議会や瀬田川、野洲川地域安全協議会で市の危機管理課に水害リスク情報を提供している。
  - ⇒ (事務局：医療福祉推進課) 厚生労働省による非常用自家発電設備整備対象の補助金制度があり、毎年施設に自家発電の補助に関するニーズを調査している。R7年度4施設、R6年度3施設の補助実績がある。
- (委員) 3.対象施設の考え方について、現行条例で建築条件の対象外であっても病院に近いような施設も多いため、現行条例で建築条件の対象外となっている社会福祉施設も含め、「入所施設」は対象にしたほうがよいと考える。
- (委員) 社会福祉施設の職員には命を守る責任があるため、区域指定されること自体がインセンティブになる。職員は避難確保計画の作成支援だけでなく、ハード整備も支援してもらえると嬉しい・安全安心につながる、と思ってもらえると思う。ハード面から社会福祉施設を守る観点から、範囲は200年確率0.5mまたは1.0mと広くとるべき。本当に危険な社会福祉施設に対しては、県からアクションをとってでもハード整備を進めるべき。
- (委員) 4.既存不適格施設に対する支援制度について。要支援者施設では、水平避難を原則としつつ、垂直避難を考えてもらう、避難確保計画の作成のための技術的支援として、ソフトハード両面で対策を進めることが重要。規制の側面が強すぎて財政的に難しいということがないように。既存施設の嵩上げは通所者に対する配慮やコスト面でも難しいので、止水板など他の技術の導入も検討するべきと思う。
- (委員) 3.現行条例の社会福祉施設等の取扱について。入所を一律対象とするのではなく、どんな人が入所しているかでの線引きが必要ではないか。「垂直避難が困難な方がいる」施設を対象としてはどうか。建築条件の対象範囲については、特に危険性の高い1/10年確率0.5mが一番危険であるため、そこを最優先で考えていただきたい。

- (委員) 4.既存不適格施設に対する支援制度について、浸水頻度に応じて支援内容を変えることも考えられる。
- (委員) 1.建築条件について、1/200 がわかりやすい。浸水深 0.5m の施設を対象とすると数が多すぎる印象。想定浸水深については、1.5m で死者が出るという研究もあるので、まずは 1.0m 以上でどうか。
- (委員) 3.対象施設について、「入所」のみで漏れがないか確認が必要である。
- (委員) 避難困難者利用施設の指定については、優先順位を考えなくても良いか。  
⇒ (事務局) 浸水頻度などによって優先順位を付けるのかなど、ご意見を踏まえて検討したい。
- (委員) 命の保障に大きく関わるため。絞るよりも広く周知し、手が拳がった施設から始めると良い。人命保護の観点からも広く対象として、議題2よりスピード感が必要となる。
- (委員) 先にどのような制限をかけるのかを決めるのが良いのではないか。建築条件によってどれくらいの範囲を対象とすべきかが変わってくるので、まずは建築条件について議論すべきではないか。議題2とは異なるため、説明対象者は事業者で問題ない。福祉施設については所管部署でリストを持っているはずなので、説明会には来てくれると思う。  
⇒ (事務局) 現在の条例では「2階に安全な空間を確保する」ことが条件となっているが倉敷市真備町の例があるため、事務局としては、新築や建替時には「1階床面も浸水しない」建築条件になると考えている。施設の建替は難しいため、止水版や排水ポンプのような施設整備の補助制度等、建替時以外の支援の検討も必要と考えている。
- (会長) どのぐらいの条件で規制をかけていくのか、既存不適格となる施設に対してどのように支援していくのか、さらにはどのように優先順位をつけて区域指定を進めていくのか、このあたりはもう少し審議を重ねる必要がある。

## ■その他

- (事務局) 次回(第20回審議会)は、令和8年3月10日を予定する。

以上